地域脱炭素推進事業費補助金	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）
		蓄電池電源設備
		その他のもの　一五　六
		給排水又は衛生設備及びガス設備　一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備
		冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）　一五　一三
		その他のもの
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの　一〇　一八
		主として金属製のもの
		その他のもの　三〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの
		小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）　二五　五七
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）　四一
		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）
		送電用のもの
		地中電線路　二五　三六
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線
		配電用のもの
		鉄筋コンクリート柱　一五　四二
		木柱
		配電線　三〇　三〇
		添架電話線
		地中電線路　二五
		金属造のもの（前掲のものを除く。）
		送配管
		鋳鉄製のもの
		鋼鉄製のもの　一五　三〇
		水そう及び油そう
		鋼鉄製のもの　一五

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］